

答 申 第 3 4 8 号

平成23年8月18日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成22年9月10日付け漁港第308号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第439号

平成22年8月27日付けで異議申立人から提起された、平成22年8月26日付け漁港第287号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成22年8月26日付け漁港第287号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条は、開示しなければならないことを大前提とし、第2号を適用するためには、「特定の個人を識別する情報」を含むことだけでなく、「なお個人の権利利益を害するおそれがある」という二つの条件を同時に満たさなければ例外は認められない。
- (2) 本件の場合「特定の個人」は被告発人であり、同時に開示請求人本人である。本件告発は新聞でも報道され、すでに公の事実である。また、第三者に開示するのではなく本人に開示するのだから、その本人の権利利益を害するおそれがあるとするのは矛盾しており不当である。反対に開示しないことが、告発されたことによって既に剥奪された権利利益を害する結果をさらに悪化している。
- (3) 条例第8条の例外である第2号にはさらに例外があり、本開示請求は口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であると思料される。
開示請求人は、告発の結果、特定の警察署により出頭命令を受けており、出頭しないと逮捕すると威嚇されている。これは開示請求人の生活と財産を脅かしており、開示請求人の生活と財産を保護するため裁判所に撤回を求める訴訟を提起するために開示を請求する情報は必要不可欠な情報である。
- (4) 「千葉県情報公開条例第11条に該当するため」は不開示の条件に関する条項であり、それ自身不開示の根拠とならない。従い第8条のただし書き（第2号）に該当しないことが認められれば（又は第2号「ロ」に該当することが認められれば）、この根拠事項は自然に消滅するのでこれ以上の反論は不要である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成22年8月11日付けで、異議申立人

は特定の警察署によって出頭命令を受け、千葉県知事名で刑事告発をされたのを知ったとして、告発状の写し又は副本及び告発状を発行するに当たり作成された行政文書（起案書又は伺い書など）のすべての開示を求める旨の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) これに対し実施機関は、本件請求の請求内容のうち、告発状を発行するに当たり作成された行政文書（起案書又は伺い書など）については、開示請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、条例第8条第2号に規定する不開示情報を開示することとなると判断し、条例第11条の規定により、存否応答拒否による本件決定を行った。

なお、本件請求の請求内容のうち、告発状の写し又は副本については、条例第32条の規定による、条例が適用されない行政文書を求めるものであると判断し、本件決定と同日付けで開示請求を却下する処分を行った。

2 本件決定を行った理由について

(1) 条例第11条該当性について

本件請求は、特定の個人名を挙げて開示を求めるものであり、開示請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、被告発者の特定につながるおそれがある。

これは条例第11条の「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」とする規定に該当するものと認められ、仮に開示請求者自身が自己の情報を開示請求した場合であっても、条例第8条第2号に規定する個人情報とは、原則不開示となるため、行政文書の存否を明らかにすることはできない。

(2) 条例第8条第2号本文該当性について

ア 告発状には、被告発人の氏名等個人を特定する情報が記載されるものであり、条例第8条第2号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

イ 同条の運用については、千葉県情報公開条例解釈運用基準の「第2号個人情報」の「解釈及び運用」中、「4 運用上の留意点」において、「個人に関する情報について、本人が自己の情報を開示請求した場合及び本人以外の者が当該本人の同意を得て開示請求した場合であっても、本号イ、ロ若しくはハ又は第10条(公益上の理由による裁量的開示)の規定に該当しない限り、不開示となるものである。」と規定しているとおりである。

3 異議申立人の主張について

- (1) 条例第8条第2号の規定は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。」「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」であるから、これを「AかつB」と読む異議申立人の解釈は誤りであるといわざるを得ない。

- (2) 異議申立人は、本件告発は新聞でも報道され、すでに公の事実である旨主張

しているが、異議申立人が指摘していると思われる新聞報道は、実名報道ではなく、被告発人の氏名が特定されているものではないため、公の事実とはいえない。

- (3) 本件請求は、特定の個人名を挙げて開示を求めるものであり、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、被告発者の特定につながるおそれがある。

これは条例第11条の規定に該当するものと認められ、開示請求者自身が自己の情報を開示請求した場合であっても、行政文書の存否を明らかにすることはできない。

- (4) 本件については、条例第8条第2号ただし書きイ、ロ若しくはハ又は第10条に該当しない限り、不開示となるものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成22年8月27日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る対象文書について

本件請求に係る対象文書は、本件請求の行政文書開示請求書の記載内容から、告発状の写し又は副本及び告発状を発行するに当たり作成された行政文書（起案書又は伺い書など）であると認められる。

実施機関は、このうち、告発状を発行するに当たり作成された行政文書（起案書又は伺い書など）については、条例第11条の規定に基づき、平成22年8月26日付けで存否応答拒否による不開示決定を行い、告発状の写し又は副本については、条例第32条の規定に基づき、同日付けで開示請求を却下する処分を行った。

3 存否応答拒否について

実施機関は、本件決定について、本件請求の行政文書開示請求書の記載内容から、開示請求に係る行政文書の存否を答えること自体が、条例第8条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、存否を明らかにすることはできないと主張するので、次のとおり検討する。

(1) 条例第8条第2号に規定する不開示情報について

条例第8条第2号は、個人の権利利益を厳格に保護するため、個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報については、ただし書に定めるものに該当する場合を除き、不開示とすることを定めている。

(2) 条例第11条該当性について

ア 条例第11条は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該行政文書の存否を明

らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることを定めている。
イ 通常、行政文書開示請求があったときは、実施機関は当該開示請求に係る行政文書の存否を明らかにした上で、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は行政文書を開示しない旨の決定をしなければならないが、例えば特定の個人の病歴に関する情報など、情報の性質によっては、開示請求に係る行政文書が存在するか否かを回答しただけで、不開示情報が開示されるのと同様の結果を生じ、不開示情報として保護すべき利益が害される場合がある。

ウ 条例第11条は、そのような場合、行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる旨を定めたものである。ただし、その適用に当たっては、請求者の権利を不当に侵害することのないように、慎重に判断しなければならない。

エ そこで、本件決定について検討すると、本件請求は、個人を特定した上で行った開示請求であり、本件請求の行政文書開示請求書の記載内容から、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の個人が刑事告発をされているかどうかという事実の有無を開示することとなり、当該事実の有無は、条例第8条第2号本文に該当し、また、同号ただし書に該当しないことから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

オ したがって、本件請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、特定の個人に関する当該事実の有無という条例第8条第2号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第11条の規定により、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは、妥当なものであったと認められる。

4 その他

異議申立人は、第三者に開示するのではなく本人に開示するのだから、その本人の権利利益を害するおそれがあるとするのは矛盾しており不当である旨主張しているが、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者のいかなることを問わず、開示・不開示の判断を行うものであり、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

5 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、条例第11条の規定により開示請求を拒否した実施機関の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
22. 9. 10	諮問書の受理
22. 10. 26	実施機関の理由説明書の受理
23. 4. 22	審議 実施機関から不開示理由の聴取
23. 5. 27	審議
23. 6. 24	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成23年6月24日現在)